○関東地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　浦安市弁天一丁目六番九四三から同市弁天一丁目六番一四まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月十九日

○関東地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第百四十三号峡東都市計画道路事業三・五・一号塩の山西広門田線

三　事業施行期間　自平成十一年二月九日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月十九日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　建築検査機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	井上　憲一

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月十六日

○近畿地方整備局告示第六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月十九日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	玉本　邦雄、迫田　義徳、橋本あき子、中村　倫子

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月十五日

○近畿地方整備局告示第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月十九日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	曽我部晴子

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月十七日

○近畿地方整備局告示第八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月十九日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社日本確認検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	本田　裕

(2)　変更年月日　平成二十一年十二月二十八日

○九州地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十九日　　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百二十五号小郡都市計画道路事業三・四・六号本郷基山線

三　事業施行期間　自平成十五年十月三十一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし